

菊川市制限付き一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、設計額4,000万円以上の工事とし、菊川市建設工事等の指名競争入札者指名審査委員会(以下「指名委員会」という。)が選定するものとする。ただし、指名委員会委員長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(入札執行伺)

第3条 対象工事を所管する課等(以下「工事所管課」という。)は、入札執行伺により決裁を受けなければならない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 菊川市における入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 対象工事の工種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業者の許可を受けている者
- (4) 対象工事の工種に係る総合評定値通知書の総合評定値が一定以上の者
- (5) 対象工事と同種の工事について元請としての施工実績がある者
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正である者
- (7) 対象工事が大規模建造物又は特殊な作業条件下の工事で、高度な施工技術を必要とするもの(以下「施工計画審査タイプ」という。)である場合には、施工計画が適正である者
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者
- (9) 菊川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年菊川市告示第16号)に基づく指名停止期間中でない者
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(入札参加資格委員会)

第5条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札資格確認資料作成説明会(以下「資料作成説明会」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)のヒヤリング実施の必要性の有無
- (3) 入札参加資格の有無

(4) その他必要と認める事項

2 資格委員会は、指名委員会がこれを兼ねるものとする。

(入札参加資格の設定)

第6条 指名委員会担当課(以下「担当課」という。)長は、工事所管課長と協議の上、入札資格設定調書(様式第1号)を作成し資格委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、資格委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告等)

第7条 入札の公告は、菊川市契約規則(平成17年菊川市規則第30号)第3条の規定に基づき、行うものとする。

2 担当課長は、対象工事の入札執行に関する詳細な事項の説明書(以下「入札説明書」という。)を作成し、入札参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に配布するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出及び受付)

第8条 市長は、制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告の日の翌日から10日(施行計画審査タイプの場合は、30日)以内に入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料各1部を持参により提出させるものとする。ただし、電子入札システムによる場合は、電送により提出させるものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認申請書(様式第2号)

(2) 資料

ア 同種工事の施工実績(様式第3号)

イ 配置予定技術者等の資格、工事経験(様式第4号)

ウ 総合評定値通知書の写し

エ 許可等の状況(様式第5号)

オ 施工計画(施工計画審査タイプに限る。)(様式第6号)

カ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、担当課で受け付けるものとする。

4 提出された申請書及び資料(以下「提出書類」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(資料作成説明会)

第9条 対象工事が施行計画審査タイプの場合には、資格委員会の審議を経て、資料作成説明会を実施することができるものとする。

(資料のヒヤリング)

第10条 対象工事が施行計画審査タイプの場合には、資格委員会の審議を経て、資料のヒヤリングを実施することができるものとする。

(入札参加資格の確認)

第11条 担当課長は、受け付けた申請書及び資料に基づき、入札参加確認申請者一覧表(様式第7号。以下「申請者一覧表」という。)を作成し、工事所管課長の意見を付して資格委員会に提出するものとする。

2 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行うものとする。

3 市長は、原則として、申請書及び資料の提出期限日の翌日から7日以内(施行計画審査タイプの場合は、14日以内)にその結果を入札参加資格確認通知書(様式第8号)により、入札参加希望者に通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第12条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知の日の翌日から7日(菊川市の休日を定める条例(平成17年菊川市条例第2号)第1条に規定する市の機関の休日を含まない。)以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面をもって説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、資格委員会の審議を経るものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第13条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)は、市長が指定するウェブサイトで配布するものとする。ただし、これにより難しい場合は、有料で配布するものとする。

2 設計図書等に対する質問書を受け付ける期間は、設計図書等の配布開始日の翌日から起算して、7日(菊川市の休日を定める条例第1条に規定する市の機関の休日を含まない。)以内とする。質問書が提出された場合には、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から5日以内に、回答書により回答するものとする。なお、質問書の提出は電送又は持参によるものとする。

3 質問書は、担当課で受け付けるものとする。

4 質問に対する回答書は、担当課において縦覧に供するものとし、その縦覧期間は、原則として、回答書の回答期限日の翌日から3日(菊川市の休日を定める条例第1条に規定する市の機関の休日を含まない。)間とする。

(現場説明会)

第14条 工事所管課は、必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、第11条第3項の通知の日以後その都度定める日時において行うものとする。

(入札保証金)

第15条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第16条 入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第11条第3項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び当該工事の積算の明細書を持参していることを確認するものとする。ただし、電子入札システムによる場合は、電送されていることを確認するものとする。

2 第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書(様式第9号)の提示を求めるものとする。

(入札の無効)

第17条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第18条 入札事務担当課は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

(技術者等の配置)

第19条 工事所管課は、落札者に対して、様式第4号に記載した配置予定技術者が当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第20条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(現行規定の効力)

第21条 制限付き一般競争入札については、この要領に特別の定めがある場合を除くほか、現行の諸規定が適用される。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の菊川町制限付き一般競争入札要領(菊川町要領)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月13日告示第201号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月8日告示第208号)

この告示は、公示の日から施行する。